

豊田市西中山自治区運営細則（豊田市地縁団体）

目 的

第1条 この細則は、自治区運営の細則を定めることにより、区民の参加と責任を明確にするために定める。

役員選挙

第2条 自治区規約第13条の規定により、以下のとおり役員選挙の細則を定める。

- （1）役員は、役員選考委員会（以下委員会という）により、候補者を選考したうえで、総会において承認を受けて決定する。
- （2）役員改選にあたっては、任期満了2ヶ月前までに、区会議員からなる委員会を発足させる。
- （3）委員会は、委員長を1名選任し、その指揮により定足数の候補者を選考する責任を負う。
- （4）委員会は、総会の2週間前までに選考を終え、直ちに役員会に報告しなければならない。
- （5）委員会は、選考にあたっては十分役員としての職責に耐えるものを選考するとともに、事前に候補者の了承を得るものとする。
- （6）区会議員の定数並びに区域は、別に委員会に置いて定める。
但し、委員会は、定数並びに区域を実情に合せ改正することが出来る。

役員手当及び費用弁償

第3条 自治区規約第21条1項に定める役員手当のうち、選任役員（3役）については、役員手当を支給する。なお、その額は別に監事会において定めるものとする。

- 2 前項に定める選任役員以外の役員は、その職務を遂行する上で要する費用等を支弁する。なお、その額は実費弁償の範囲として、別に役員会で定めるものとする。
- 3 区長が特に必要と認めた場合は、豊田市職員旅費条例第15から17条並びに豊田市職員旅費規則第11条を準用し、役員協議の上、支給することが出来る。

自治区事務員

第4条 自治区規約第22条に定める事務員は1名とし、その報酬は年度毎に役員会において定める。

- 2 事務員は、区長の指示により事務を処理する。
- 3 事務員の勤務は、火曜日から土曜日までの午前 9 時より午後 4 時までとする。
但し、祝祭日は除く。

組長の役割

第 5 条 組長は、自治区活動の組の代表者として、次の役割を担当する。

- (1) 組内を統括し、諸問題の処理について、区長に連絡する。
- (2) 委員会の行う諸行事に参加し、委員会の補佐をする。
- (3) 区長の指示により、寄付金、その他を徴収する。
- (4) 組内の人員を把握し、その移動を事務所に届ける。
- (5) 各種回覧並びに配布を行う。
- (6) その他区長の指示する事項を実施する。

奉仕活動

第 6 条 環境美化運動等の奉仕活動については、次の規定による。

- (1) 自治区内一斉奉仕活動については、各世帯 1 名の参加とする。
- (2) 参加すべき世帯において、やむをえむ事情によって参加できない場合は、その旨を組長に届けるものとする。
- (3) 奉仕活動に伴い、機械等の借入を必要とする場合は、使用料を支払うものとし、その額はその都度、役員会において定める。

帳簿等の整理保管

第 7 条 自治区公式帳簿として、次の書類等を整理保管する。

自治区規約 運営細則 区民台帳 予算・決算監査報告書 総会議事録
行事資料

区 費

第 8 条 規約第 10 条により、地域住民は運営細則別表に定める区費、特別区費、個人住居新築開発協力金を納めなければならない。

- 2 区費等の改正は、役員会において自治区運営等検討し適正な区費を決定し、総会の承認を得なければならない。

運営細則別表

名 称	摘 要	1 か月の金額	備 考
区費（1 世帯）	月 額	1,700 円	普通世帯、関係団体等助成
特別区費（1 名）	月 額	500 円	单身アパート
特別区費（1 世帯）	月 額	1,700 円	家族居住アパート、普通世帯同様 関係団体助成等
個人住居新築開発協力金	入居時	30,000 円	建築物の使用によりその都度決定

慶弔規定

第9条 自治区における慶弔等については、概ね次の例により対処する。

(1) 区民の告別式は、区の代表として区長が参列する。

弔慰金 10,000円

(2) 災害等の被災に対し、見舞金はその都度、役員会において協議決定する。

(3) ここに例のない事項については、役員会で協議する。

任免委託

第10条 役員会は、自治区が行う全ての事業に関し、必要な役員の任免、要員の委託または業務の委託等が出来るものとする。

付 則

この細則は、平成 2年 4月 1日より施行する。

平成10年 4月 1日改定（自治区→行政区）

平成17年 3月30日改定（行政区→自治区）

平成19年 4月 1日改定（役員員手当の変更、任免委託等追加）

平成20年 4月 1日改定（区会議員の定数並びに区域追加）

平成25年 4月 1日改定（別表役員実費弁償費追加・開発指導要綱改正）

平成28年 4月 1日改定（第8条区費の追加）